

## 避難器具の設置及び維持に関する基準

## 第1 避難器具の設置及び維持に関する基準

### 1 避難器具の設置

避難器具の設置に関する事項は、令第25条の規定によるほか、次によること。

#### (1) 地上に直通する階段の個数の算出について

令第25条第1項第5号に規定する地上に直通する階段の個数の算出については、避難上有効な開口部を有しない壁で区画された部分ごとに、地上に直通する階段の個数を算出する。

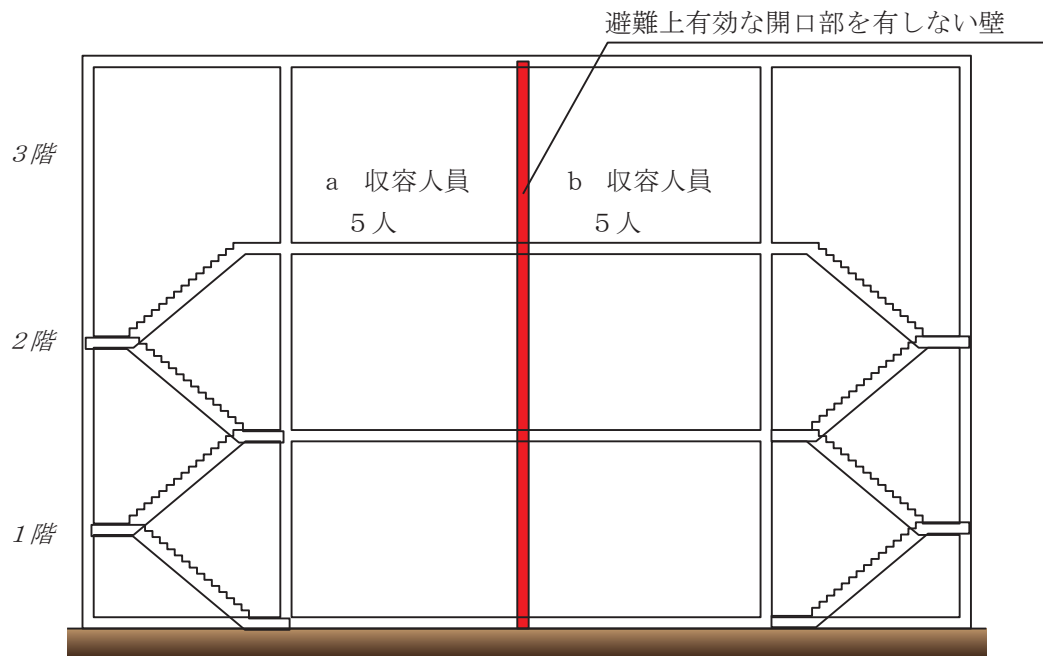
#### (2) 収容人員の算定について

令第25条第1項第5号に規定する収容人員の算定については、階全体で収容人員を算定する。

#### (3) 避難器具の設置個数の算定について

ア 令第25条第2項第1号に規定する避難器具の設置個数の算定については、階全体の収容人員で判断する。（避難上有効な開口部を有しない壁で区画された部分ごとに収容人員を算定するものではない）

イ 避難上有効な開口部を有しない壁で区画された部分を有する階において、収容人員の算定の結果、避難器具の設置個数が1である場合等、避難器具の設置個数よりも避難上有効な開口部を有しない壁で区画された部分の数が多い場合は、当該避難上有効な開口部を有しない壁で区画された部分のいずれかに避難器具が設置されていればよいものであるが、努めて避難上有効な開口部を有しない壁で区画された部分ごとに均等に避難器具を設置すること。



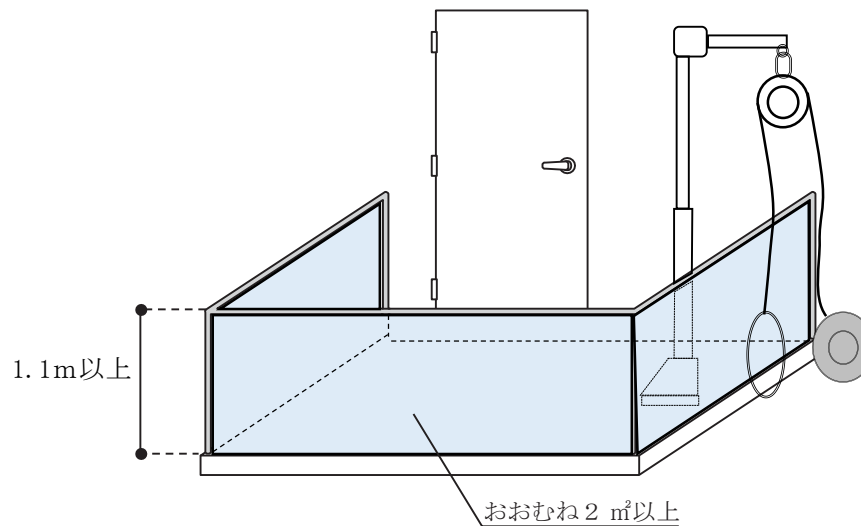
(4) 病院、幼稚園、保育園、社会福祉施設その他避難が困難な者が利用する防火対象物に設置する避難器具は、滑り台又は救助袋とするよう努めること。

(5) 劇場、百貨店、学校、博物館その他多数の者が利用する防火対象物に設置する避難器具は、滑り台又は救助袋とするよう努めること。

## 2 特定一階段等防火対象物又はその部分に設ける避難器具

- (1) 規則第 27 条第 1 項第 1 号イに規定する「安全かつ容易に避難することができる構造のバルコニー等」とは、おおむね 2 m<sup>2</sup>以上の床面積を有し、かつ、床面からの高さが 1.1m 以上の手すりその他の転落防止のための措置を講じた直接外気に開放されたバルコニー等をいう。

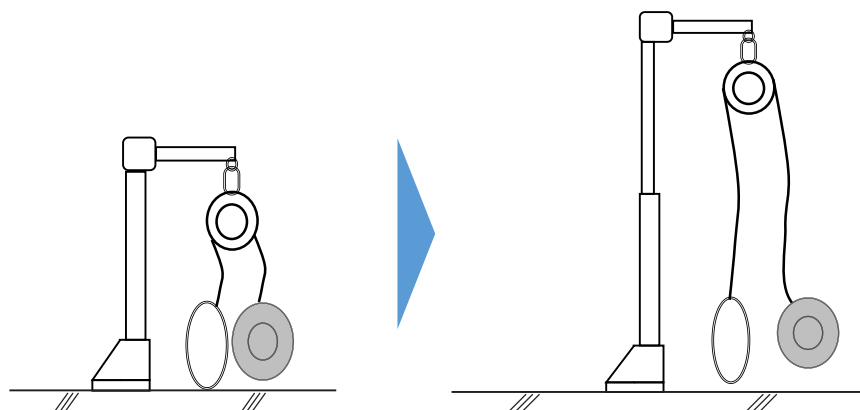
※ハッチに格納された避難器具以外の避難器具を用いるものについては、手すりを 1.2m 以下の高さとするか、又は、避難上支障のないようにステップ等を設ける必要があることに留意すること。



- (2) 規則第 27 条第 1 項第 1 号ロに規定する「常時、容易かつ確実に使用できる状態」とは、避難はしご（固定はしごに限る。）、避難用タラップ（固定式に限る。）、滑り台、滑り棒が設置されていること、又は、緩降機等を常時組み立てられた状態で設置する等、避難器具が常時使用できる状態で設置された場合をいう。

### 緩降機の例

緩降機の调速器の安全環がアーム先端の吊り輪に掛けられ、止め金具を確実に締め上げ、容易に取り外せない状態で設置されているもの



(3) 避難器具設置等場所の表示

規則第 27 条第 1 項第 3 号イ及びハに規定する、特定一階段等防火対象物における避難器具を設置し、又は格納する場所（以下この項において「避難器具設置等場所」という。）に設ける標識は次によること。

ア 規則第 27 条第 1 項第 3 号イの「容易に識別できる措置」とは、避難器具の設置及び維持に関する技術上の基準の細目（平成 8 年消防庁告示第 2 号）第 5 第 1 号に規定する「避難器具の位置を示す標識」を設けることで足りる。また、避難器具設置等場所であることが容易に識別できる措置であればこれ以外の方法によることもできる。

イ 規則第 27 条第 1 項第 3 号ハの規定により、避難器具設置等場所がある階のエレベーターホール又は階段室（付室が設けられている場合にあっては、当該付室）の出入口付近の見やすい箇所に掲示する避難器具設置等場所を明示した標識は次によること。

（ア）標識の平面図には、避難器具設置等場所のほか、階段等、避難器具設置等場所への出入口を明示すること。

（イ）標識は、エレベーターホール又は階段室の出入口付近のいずれかのうち、日常よく使用される箇所に設けること。

ただし、エレベーターホール及び階段室の出入口付近の両方の箇所に設けることを妨げるものではないこと。

（ウ）標識は、避難器具設置等場所及び避難施設が容易に識別できる大きさとし、破損又は汚損しない方法により表示すること。

ウ 避難器具設置等場所の出入口とエレベーターホール又は階段室の出入口が近接する場合は、避難器具設置等場所を明示した標識を設けることで足りることとする。

＜避難器具設置等場所を明示した標識の例＞



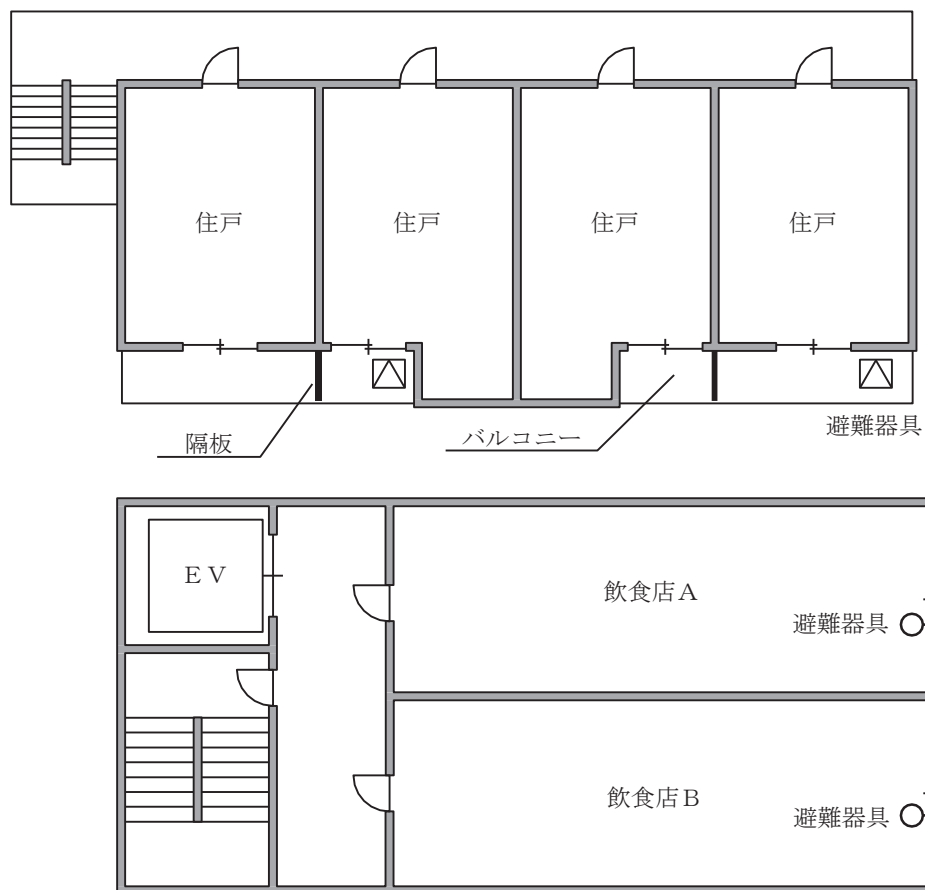
### 3 避難器具の設置方法等

#### (1) 共通事項

ア 令第 25 条第 2 項第 2 号に規定する「避難に際して容易に接近することができ」とは、避難器具が設置された階の各部分から避難器具に至る経路が確保されており、当該経路に扉がある場合は、施錠装置がないことをいう。

ただし、自動火災報知設備と連動して解錠するなど、避難に支障がない場合はこの限りではない。

イ 管理権原が異なること等により、避難器具に至る経路に施錠装置が設けられ、当該経路が確保できない場合には、管理権限ごとに避難器具を設置すること。



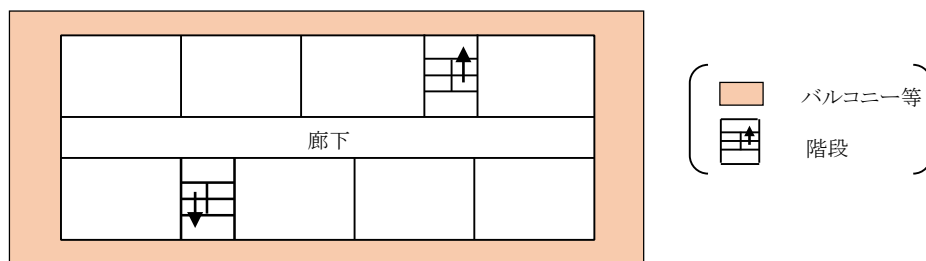
飲食店 A と B の営業時間が異なり、階の各部分から避難器具に至る経路が確保できない場合

ウ 避難器具は、防火対象物の関係者又は利用者の目に触れにくい機械室、収納庫等には設置しないよう努めること。

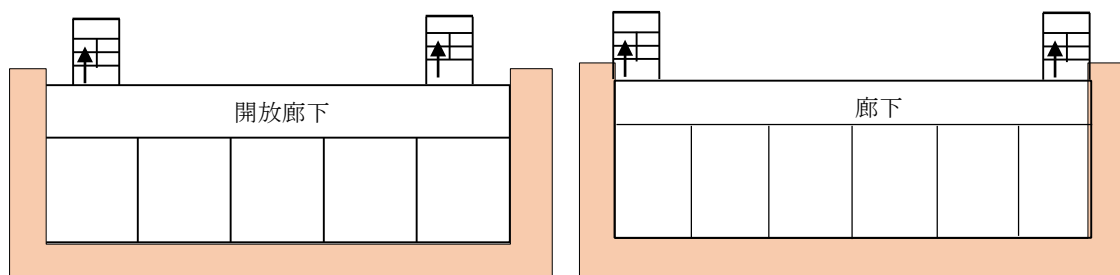
## 第2 避難器具の設置個数の減免に関する取扱い

- 1 規則第26条第3項の規定は、渡り廊下により接続される2以上の防火対象物のそれぞれの階について、避難器具の設置個数を減ずることができる。
- 2 規則第26条第5項第1号への「バルコニーその他これに準ずるもの」（以下この基準において「バルコニー等」という。）とは、開放廊下、ひさし、床又は構造体の突出部が該当する。
- 3 バルコニー等の構造は、次のいずれかによること。
  - (1) 傾斜がある場合は、次によること。
    - ア 耐火構造であること。
    - イ 避難時の予想される荷重に十分耐えるものであること。
    - ウ 直接外気に開放された、煙が充満しない構造であること。
    - エ 概ね2㎡以上であること。
    - オ 床面の傾斜が1/10以下であること。
    - カ 外壁、柱等の外面からの有効幅が80cm以上であること。
    - キ 周囲（内側を除く。）に床面からの高さが110cm以上の手すり壁、さく若しくは金網が設けられているか、又は外壁、柱等の床面からの高さが90cm前後の位置に手すり棒が設けられているものであること。
  - (2) 傾斜がない場合は、前号アからエまでによるほか、次によること。
    - ア 外壁、柱等の外面からの有効幅が60cm以上であること。
    - イ アの有効幅が80cm未満である場合には、前号キの手すり壁、さく若しくは金網又は手すり棒が設けられているものであること。
- 4 規則第26条第5項第1号への「バルコニーその他これに準ずるものが避難上有効に設けられている」とは、次の各号をいう。このとき、バルコニー等に仕切りが設けられ、又は避難上障害となる物が置かれている場合であっても、当該仕切り等を容易に破壊し、又は障害物を除去することができるときは、この基準において避難上有効なバルコニー等として取り扱う。

防火対象物の周囲（内側を含む。）にバルコニー等が設けられている場合

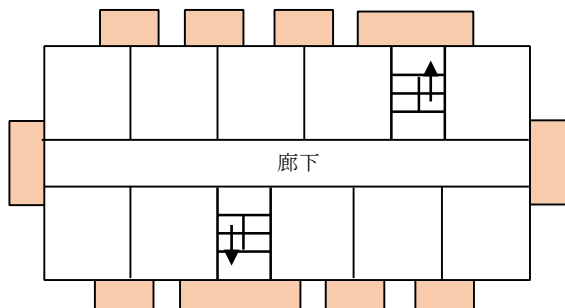


- (1) 防火対象物の居室の外気に面する部分及びその他の部分にバルコニー等が設けられ、かつ、当該バルコニー等により、避難階又は地上に通ずる直通階段（傾斜路を含む。以下この基準において「直通階段」という。）のうち、避難階段又は特別避難階段とした2以上のものに到達できる場合

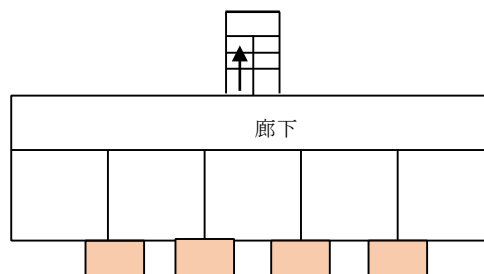


- (2) 防火対象物の居室間の隔壁が不燃材料で造られ、当該居室間を相互に連絡できるようバルコニー等が設けられ、かつ、当該バルコニー等により、避難階段又は特別避難階段とした2以上の直通階段に到達できる場合

良い例



悪い例



- 5 規則第26条第5項第1号への「あらゆる部分」とは、すべての居室の出入口が該当する。

- 6 規則第26条第5項第1号への「2以上の異なった経路によりこれらの直通階段のうちの2以上のものに到達しうよう設けられている」とは、次の各号をいう。

- (1) 防火対象物の両端のそれぞれに直通階段が設けられている場合

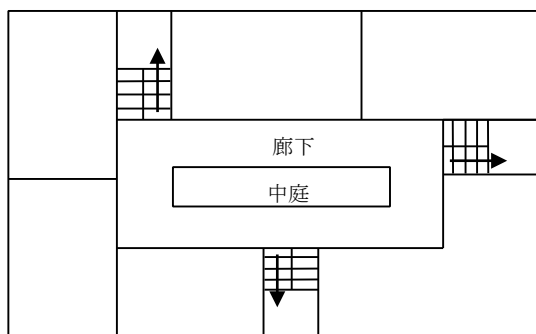
良い例



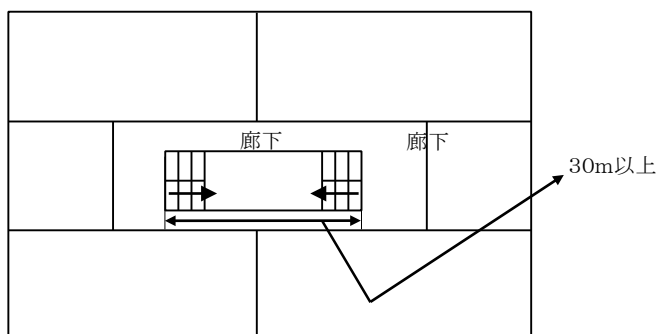
悪い例



- (2) 防火対象物の周囲（内側を含む。）に廊下が設けられ、いずれの部分で火災が発生しても異なる2方向に避難できるための直通階段が設けられている場合

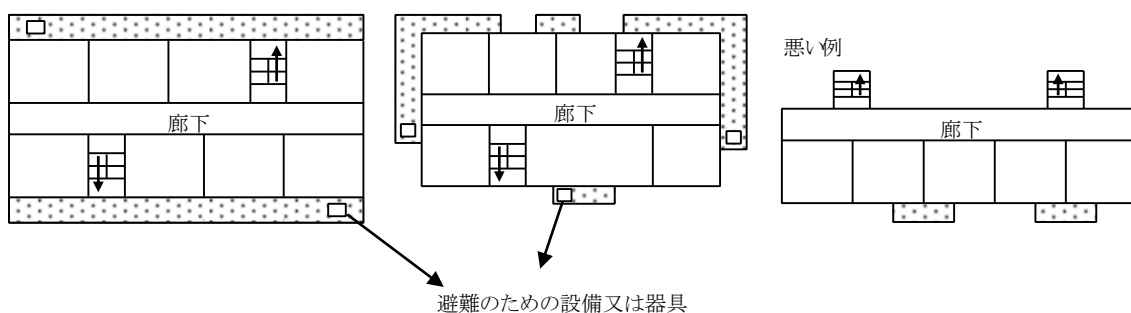


階段、エレベーター、便所等が防火対象物の中心部に集中したコア型式の防火対象物は、いずれの部分で火災が発生しても異なる2方向に避難できるよう、2以上の直通階段が設けられ、かつ、これらの階段の間隔が水平距離にして30m以上となるように設けられている場合



7 規則第26条第5項第2号ロの「居室の外気に面する部分にバルコニー等が避難上有効に設けられている」とは、次の各号をいう。

- (1) 第5項第1号及び第2号に掲げる場合
- (2) 防火対象物の居室と他の居室とを区画する壁が不燃材料で造られ、隣接の居室とを相互に連絡できるバルコニー等が設けられている場合（独立したバルコニー等には、それぞれに避難のための設備又は器具が設けられていること。）





8 規則第26条第5項第2号ロの「その他の避難のための設備若しくは器具」及び同条第7項第3号の「その他避難のための設備又は器具」のうち、「設備」とは、各階のバルコニー等に設けられた階段、傾斜路等が該当し、「器具」とは、各階のバルコニー等に設けられたタラップ、ステップ、はしご等が該当する。

9 規則第26条第5項第2号ロの「他の建築物に通ずる設備若しくは器具」のうち、「設備」とは、渡り廊下等が該当し、「器具」とは、避難橋等が該当する。

### 第3 特例適用の運用基準

1 建基令第120条、第121条及び第122条の規定により必要とされる最低数を超えて設けられた直通階段を屋外に設けた場合は、規則第26条第2項の規定を準用することができる。ただし、当該屋外階段が次の(1)から(3)に適合するものに限る。

- (1) 不燃材料であること
- (2) 建基令第23条、第24条及び第25条の規定に適合したものであること
- (3) 避難階において、避難上有効な避難通路を有すること

### 2 設置が困難である防火対象物の取扱い

避難器具を設置しなければならない防火対象物（木造を除く。）で、階段が前面道路に面して設けられ、かつ、当該防火対象物の両側面及び背面に隣接建物が近接していること等により避難器具を有効に設置することが困難であるものについて、避難器具の設置を要する階から、隣接建物のバルコニー、ベランダ、屋上若しくはアーケードの消火足場等へ容易に避難できる避難路を確保することができる場合は、避難器具を設置しないことができる。

3 さるばしご（コの字型とした丸鋼等を防火対象物の壁面に直接取り付け、はしご状にして使用するものをいう。）を次により設置する場合にあっては、固定はしごとして取り扱うことができる。

- (1) さるばしごは、直径14ミリメートル以上35ミリメートル以下の円形の断面を有するもの又はこれと同等の握り太さのものとすること
- (2) 取り付ける壁面に平行となる部分（以下「横棧」という。）の長さは、内法寸法で30センチメートル以上50センチメートル以下であること
- (3) 横棧相互は同一間隔に取り付けられたものであり、かつ、当該間隔は25センチメートル以上35センチメートル以下とすること
- (4) 壁面と各横棧との間隔は同一間隔で、かつ、10センチメートル以上とすること
- (5) 横棧の材料は、JISG3101（一般構造用圧延鋼材）又はJISG3444（一般構造用炭素鋼鋼管）若しくはこれと同等以上の強度及び耐久性を有するものであり、かつ、有効な防食措置を講じること
- (6) 横棧の踏面は、滑り止めの措置を講じたものであること
- (7) さるばしごは、横棧の中央7センチメートルの部分に2キロニュートンの等分布荷重をかけた場合に、横棧及び取付部に破損等を生じないように設けること

4 特定1階段等防火対象物のうち、避難器具を設置する階が次のいずれかに該当する場合は、当該階に設置する避難器具について、規則第27条第1項第1号に規定する基準を適用しないことができる。

- (1) 2階
- (2) 避難階以外の階で、次のいずれかに該当する場合
  - ア 特定用途に供される部分が存しない階
  - イ 特定用途に供される部分が存する階で、当該部分の全てが（ア）から（ウ）までのいずれかに該当する場合
    - （ア）居室以外の部分（機械室、倉庫等）であって、不特定多数の者の出入りがない。

(イ) 実態上の用途が令別表第一(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途以外の用途に供される部分であって、41号通知※1(2)(いわゆる「みなし従属」)により、主たる用途に供される部分として取り扱われている。

(ウ) 一般住宅の用途に供される部分であって、41号通知2(2)により、防火対象物全体が単独の特定用途に供される防火対象物として取り扱われることとされたため、当該一般住宅の用途に供される部分が特定用途に供される部分として取り扱われている。

ウ 避難階又は地上に直通する階段及び傾斜路の総数が2以上設けられている場合

エ アからウに該当しないもののうち、特定用途に供される部分が存する階で、屋外階段が設けられている場合

※ 昭和50年4月15日付け 消防予第41号、消防安第41号「令別表第一に掲げる防火対象物の取扱いについて」